

特定非営利活動法人 北海道を発信する写真家ネットワーク 電子取引データの訂正及び削除の防止に関する事務処理規程

2021年12月28日 制定

2022年 1月 1日 施行

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法の特例に関する法律（以下、「電帳法」という）第7条に定められた電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存義務を履行するため、特定非営利活動法人北海道を発信する写真家ネットワーク（以下、「法人」という）において行った電子取引の取引情報に係る電磁的記録を適正に保存するために必要な事項を定め、これに基づき保存することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、法人の全ての役員および職員に対して適用する。

(運用体制)

第3条 この規程により保存する取引関係情報の管理責任者及び処理責任者は以下のとおりとする。

- (1)管理責任者 理事長
- (2)処理責任者 事務局長

第2章 電子取引データの取扱

(電子取引の範囲)

第4条 この法人における電子取引の範囲は下記のとおりとする。

- (1)E D I取引（インターネットバンキングを含む）
- (2)インターネットを通じた取引（販売・購買の如何を問わない。）
- (3)電子メールにより取引情報を授受する取引（添付ファイルによる場合を含む。）
- (4)インターネット上に設けられ若しくは設けたWebサイト（クラウドサービスを含む）を通じて取引情報を授受する取引

(取引データの保存)

第5条 取引先から受領した取引関係情報及び法人から取引相手に提供した取引関係情報のうち、第4条の範囲かつ次の各号に定めるものについては、保存サーバ内に7年間（ただし、青色申告書を提出してかつ青色繰越欠損金が生じた事業年度に属する文書、もしくは災害損失欠損金額が生じた事業年度に属する文書においては10年間）保存する。

- (1)見積に関する情報
- (2)注文に関する情報
- (3)納品に関する情報
- (4)支払に関する情報
- (5)インターネットバンキングにおける取引に関する情報
- (6)その他資金の移動を証明するために必要と理事長が認め、もしくは監事が保存を要するとした情報

- 2 前項の保存の起算日は、事業年度の確定申告書の提出期限の翌日を起算日とする。
- 3 保存サーバは、法人が契約するGoogle Workspace for NonprofitのGoogleドライブとする。
- 4 保存は事業年度ごとに1のフォルダに整理する。なお、必要に応じて配下にフォルダを設けることを妨げない。

(訂正削除の原則禁止)

第6条 保存する取引関係情報の内容について、訂正及び削除をすることは原則禁止とする。

- 2 前項の変更には、ファイル名の変更は含まない。

(訂正削除を行う場合)

第7条 業務処理上やむを得ない理由によって保存する取引関係情報を訂正または削除する場合は、処理責任者は「取引情報訂正・削除申請書」を作成し、管理責任者へ提出し承認を受けること。

- 2 前項における「取引情報訂正・削除申請書」の記載内容は、別掲様式1のとおりとする。

- 3 管理責任者は、「取引情報訂正・削除申請書」の提出を受けた場合は、正当な理由があると認める場合のみ承認する。
- 4 管理責任者は、前項において承認した場合は、処理責任者に対して取引関係情報の訂正及び削除を指示する。
- 5 処理責任者は、取引関係情報の訂正及び削除を行った場合は、当該取引関係情報に訂正・削除履歴がある旨の情報を付すとともに「取引情報訂正・削除完了報告書」を作成し、当該報告書を管理責任者に提出する。
- 6 「取引情報訂正・削除申請書」及び「取引情報訂正・削除完了報告書」は、事後に訂正・削除履歴の確認作業が行えるよう整然とした形で、訂正・削除の対象となった取引データの保存期間が満了するまで保存する。

第3章 附 則

(規程管理責任者および改正)

第8条 この規程の管理責任者は理事長とする。

- 2 この規程の改正にあたっては、理事会の決議を経なければならない。

(関連細則類および関連細則類の制定)

第9条 この規程に関連して、次の各号の細則および文書（以下「細則類」という）を制定する。

- (1)電子取引データの保存に関する細則（事務処理マニュアル）
- (2)電子取引データの保存に使用する情報処理装置および組織操作マニュアル
- (3)電子取引データの保存に使用する情報処理装置および組織のシステム概要および仕様書

- 2 細則類は、事務局において原案を作成し、理事長の専決決裁により施行する。改正にあっても本項の定めによる。
- 3 理事長は細則類を決裁したときは、遅滞なく理事会および監事に対し決裁した細則類の本文を回付するものとする。

(施行)

第10条 この規程は2022年1月1日から施行する。

(以下余白)